

# **委託基本契約書**

契約日：令和元年 10月 1日

発注先(甲)：株式会社エスケイ

受注先(乙)：ユニバーサル企画株式会社

# 委託基本契約書

株式会社エスケイ（以下「甲」という）と ユニバーサル企画株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

## （業務委託）

第1条 甲が乙に対し委任する業務（以下「本件業務」という）は、甲の発注及び要望に對しての付帯する業務とする。乙は、甲が発行する業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に基づき委託業務を履行しなければならない。

## （適用範囲）

第2条 本契約の規定は、甲・乙間で行われる個々の取引（以下「個別契約」という）のすべてに適用される。但し、個別契約において、本契約と異なる事項を定めることを妨げない。

## （委託費用と支払方法）

第3条 1 甲が乙に対して支払う委託料とその支払い方法は、個別契約書にて定める。  
2 乙は、前項に基づき算出した本件業務の委託費用、及び当該費用に対する消費税相当額を毎月個別契約書通り甲に請求し、甲は個別契約書通り乙の指定する口座に振り込み支払うものとする。

## （乙の業務）

第4条 乙は、本件業務の実施に必要な人数を確保するとともに、本件業務に従事する社員の教育指導・福利厚生、秩序規律、及び風紀の維持に努めなければならない。

## （成果物の権利帰属）

第5条 業務委託により作成された成果物に関する無体財産権及び有対物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## （守秘義務）

第6条 乙は、本契約の存在及び本契約に基づいて知りえた甲の秘密を第三者に開示、漏洩しないものとする。本契約終了後についても同様とする。

## （禁止事項）

第7条 乙は、甲の承諾なしに、本業務と同一の業務を第三者から受託し、または第三者へ

再委託してはならない。

(本業務の変更)

- 第8条 1 甲及び乙は、本件業務の内容を変更する必要が生じた場合、甲、乙協議により変更することができる。
- 2 前項の変更により、甲乙いずれかから第3条に定める本件業務の委託費用に変更の申し出があった時は、甲乙協議の上、変更することができる。

(委託期間)

- 第9条 委託業務の遂行期間は、個別契約書に定める期間とする  
但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙双方から更改の申し出がない場合は、自動的に1ヶ月間継続されるものとし、以後も同様とする。

(解 除)

- 第10条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、ただちに本契約を解除することができる。
- (1) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた時
  - (2) 支払停止もしくは支払不能に陥った時、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた時
  - (3) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立て等の事実が生じた時
  - (4) 破産、商法上の整理、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申し立て等の事実が生じた時
  - (5) 解散決議をした時
  - (6) 災害、労働争議等、本契約または個別契約の履行を困難にする事由が生じた時
  - (7) 相手方に対する詐術その他の背任的行為があった時
  - (8) その他前各号に準ずる重要な事由が生じた時
- 2 甲または乙は、相手方が本契約の各条項の定めに違反した場合、相当な期間をおいて催告したにもかかわらず是正しない時は、本契約を解除することができる。
- 3 本契約締結後、反社会的勢力である事が判明した場合は、直ちに無効解除できるものとする。

(損害賠償の責任)

- 第11条 本件業務の実施中、乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に与えた損害に対し乙は、損害賠償の責任を負う。その損害賠償額については、甲乙協議

の上、これを定める。

(便利供与)

第12条 甲は、甲の委託した業務を乙が履行する為に技術・情報・機材・場所・資材等を使用等の便利供与を配慮しなければならない。

(准委任)

第13条 本契約は准委任契約に基づき、乙は甲に対して善管注意義務を負わなければならない。

(協議)

第14条 甲および乙は、本契約の定めのない事項および本契約の履行または解釈に当て生じた疑義について、信義誠実の原則に従い、その都度協議して決定するのとする。

2019年 10月 1日

甲 : 愛知県弥富市鯰浦町西前新田 60 番地 3

株式会社エスケイ

代表取締役 寺西 邦夫



乙 : 名古屋市東区矢田南 2-7-6-4

ユニバーサル企画株式会社

代表取締役 ヴウ ティ サウ



## 個別契約書（兼）覚書

株式会社エスケイ (甲) ユニバーサル企画株式会社 (乙) は、労働者委託個別契約書（兼）覚書を締結する。

委託期間 2019年10月1日 ~

委託場所 株式会社エスケイ

業務内容 通訳業務、翻訳業務、管理

就業時間 8時間00分（月・水・金）  
8時00分 ~ 17時00分

派遣仕様 休憩時間 60分間

休日 甲のカレンダーに準ずる

月間生産量

日・生産量 1日 15000円

委託料金

業務統括者

現場責任者

決済 支払条件 毎月末日締切：翌月20日支払（消費税別）

振込先

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自捺印の上、各1通を所持する

2019年10月1日

(甲)

(乙)

愛知県弥富市鯰浦町西前新田60番地3

名古屋市東区矢田南2-7-6-4

株式会社 エスケイ  
代表取締役 寺西 邦夫

ユニバーサル企画株式会社  
代表取締役 ヴウ ティ サウ

